

## 児童クラブ使用料の減免申請について（令和6年度用）

1. 児童クラブの使用料については減免（減額・免除）制度があります。

### ①減免対象となる方

児童クラブを利用する年度（令和6年度）の前年度（令和5年度）の住民税が非課税世帯および生活保護受給世帯の方です。

### ②申請方法

「常総市児童クラブ使用料減免申請書」に必要事項を記入し、児童クラブへ提出ください。

※令和5年1月1日に常総市に住民登録がなかった方は、当市では課税状況がわからないため、令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で課税非課税証明書を取得（利用児童の保護者が属する世帯全員分）し、申請書類と併せて提出願います。

## 2. 減免の適用時期

申請書を提出された翌月分の使用料から適用となります。

（例）5月に提出⇒6月分の使用料から減免対象⇒7月末の口座引落金額が減額

対 象	クラブ使用料	申 請
住民税非課税世帯	半額	要
生活保護世帯	無料	
住民税課税世帯	減免適用なし	不要

## 3. その他

「常総市放課後児童クラブ申請案内」のパンフレットにも、使用料金について記載されていますので、併せてご覧ください。

（減免申請についての問い合わせ）

常総市役所こども課支援係

0297-23-2111（内線1330）